

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所 / SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2025-8

ハイライト：

「数兆ウォン市場を揺るがす」…ブロックバスター新薬の「特許戦争」	1
LGエナジーソリューション、「バッテリー特許侵害」訴訟で3連勝	2
商標の出願公告後の異議申立期間、2ヶ月⇒30日に短縮	3
故意の商標・デザイン権侵害に最額5倍の懲罰賠償、7月22日から施行	4
出願人の意見書提出期間延長、分割出願の審査猶予許容など	4
「無限の太陽光で」廃プラスチックを水素エネルギーに転換	5
特許庁、ニース国際商品分類第13版(2026年適用)を先行公開	6
Kフードの商標盗用被害が海外で急増、対策は？	7



紛争

「数兆ウォン市場を揺るがす」
ブロックバスター新薬の「特許戦争」

2028年に特許が相次いで満了…バイオシミラー、ジェネリックの市場参入が加速

「大手原薬メーカーは積極的に紛争を起こしており、対応力の強化が必要」

年間売上数兆ウォン規模のブロックバスター医薬品が

相次いで特許満了を控える中で、バイオシミラーとジェネリック(後発医薬品)メーカーによる市場争奪戦が本格化している。一方、原薬メーカーは売上を守るために特許訴訟に乗り出し、「特許戦争」が本格化される見通しだ。製薬業界によると、ブロックバスター医薬品20品目の特許が2028年から順次満了する。ブロックバスター医薬品とは、年間売上が数千億ウォンから数兆ウォンに達する治療剤を指す。

代表的な品目としては、△メルクの免疫抗がん剤「キイトルーダ」、△ブリストル・マイヤーズスクイブ(BMS)の抗凝固剤「エリキュース」、△第一三共の抗凝固剤「リクシアナ」、△バイエル・リジェネロンの黄斑変性症治療薬「アイリア」、△ジョンソン・エンド・ジョンソン(J&J)の多発性骨髄腫治療薬「ダラザレックス」、△ロシュの多発性硬化症治療薬「オクレバス」などがある。

中でも最も高い売上を記録したキイトルーダは、2028年に米国で、2032年に欧州で特許が満了する予定だ。昨年、キイトルーダは295億ドル(約43兆2000億ウォン)の売上を記録し、これはメルクの売上全体の40%を占める。

特許満了を前に、バイオシミラーの開発も活発に行われている。セルトリオン社は「CT-P51」を開発中で、昨年8月にはアメリカ食品医薬品局(FDA)から第3相臨床試験(IND)の承認を受けた。今年4月には韓国の食品医薬品安全処からもIND承認を受け、臨床に拍車をかけている。

サムスンバイオエピス社もキイトルーダのバイオシミラー「SB27」を開発中だ。同社は臨床試験の第1相と第3相を同時に進める戦略で、昨年2月に第1相に着手してからわずか2ヶ月で第3相試験に突入した。

エリキュースはアメリカでの特許が2028年4月に満了する。昨年は133億ドル(約18兆ウォン)の売上を記録し、BMS社の主力製品として位置づけられていたが、特許満了後には売上減少が予想される。医薬品市場調査機関エバリュート(Evaluate)によると、2030年までにエリキュースのジェネリックおよびバイオシミラーが発売されることで、BMS社全体の売上が最大5%減少すると予想されている。

韓国国内では既に昨年9月にエリキュースの特許が満了しており、同年10月からジェネリック医薬品が本格的に市場参入している。鍾根堂(ジョングンダン)社は、「リキシア」を総合病院であるセブランス病院に続いてサムスンソウル病院にも納品するなど、シェア拡大に積極的に取り組んでいる。

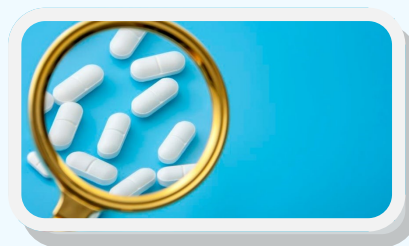
ブロックバスター医薬品の特許満了は、製薬会社にとってチャンスであると同時にリスクでもある。ジェネリックやバイオシミラーの参入により市場が拡大する可能性はあるが、原薬メーカーとの特許紛争は避けられない。これを受け、業界は知的財産権(IP)を確保し、新薬の権利を先制して守る戦略を強化している。

実際、アメリカのアッヴィ社は自己免疫疾患治療剤「ヒュミラ」に関して、アメリカ国内だけでも257件の特許を出願し、このうち130件を正式に登録することで、技術の防御網を綿密に張り巡らせている。この戦略により、主要特許が2016年に満了したにもかかわらず、ジェネリックやバイオシミラーの市場参入を長期間遅らせることに成功した。

また、特許満了は売上の減少に直結するため、業界全体で特許関連の訴訟は今後さらに激化する見込みだ。投資銀行のモルガン・スタンレーは、2030年までに世界の主要製薬会社の売上全体の約38%が特許満了の影響を受けると分析している。

韓国バイオ医薬品協会の関係者は、「ブロックバスターの特許満了時期が近づくにつれ、原薬メーカーが防御目的の特許紛争を起こす傾向が続いている」とし、「大手原薬メーカーが韓国企業を相手取って特許侵害訴訟を起こすケースが頻繁に発生している」と述べた。

さらに、「次々と新薬が開発される製薬産業において、知的財産は主要資産として評価され、海外市場への進出を目指す韓国企業も、海外での知的財産紛争への備えが必要だ」と強調し、「そのため、知的財産保護総合ポータル『IN-NAVI』を活用して対応力を強化する必要がある」と助言した。



LGエナジーソリューション

「バッテリー特許侵害」訴訟で3連勝

「中国製バッテリー、ドイツで販売差止」

LGエナジーソリューションが、中国のバッテリーメーカー「サンオーダ(欣旺達)」を相手取ったバッテリー構造に関する特許侵害訴訟で勝訴した。

特許管理専門企業「チューリップ・イノベーション(Tulip Innovation)」は、7月17日にドイツで行われたバッテリー電極および分離膜技術に関する訴訟で、裁判所がLGエナジーソリューションに軍配をあげたと明らかにした。

ドイツの裁判所は、電気自動車「ダチア・スプリング

(Dacia Spring)」に搭載されたサンオード製の角型バッテリーが、LGエナジーソリューションの中核であるリチウムイオンバッテリー技術に関する特許を侵害していると判断した。

問題となった特許は「電極組立体構造特許」であり、コーティングされた分離膜を用いて積層された電極層が分離せず、しっかりと一体化された構造を維持できるようにした電極組立体を形成するLGエナジーソリューションの技術である。

この技術は、中国企業が注力している角型バッテリー分野で広く活用されているとされ、電気自動車やエネルギー貯蔵システム(ESS)向けの高出力・大容量バッテリー開発に広く応用されている。

ドイツの裁判所はサンオードに対して、当該技術を適用したバッテリーのドイツ国内販売差止、残りのバッテリーの回収および廃棄、関連会計資料の提出、損害賠償などを命じた。判決は即時執行されるが、サンオード側には控訴の権利がある。

今回の判決により、LGエナジーソリューションはサンオードとの特許訴訟で3連勝を収めたことになる。LGエナジーソリューションおよびチューリップ・イノベーションは、今年5月にも分離膜SRSコーティング関連の特許侵害訴訟2件で勝訴しており、その際もドイツの電気自動車バッテリー業界で初めて販売差止判決が下された。

サンオードは1997年に設立された中国のリチウムイオンバッテリー企業で、電気自動車バッテリー分野の世界市場シェアで昨年は10位を記録している(SNEリサーチ調べ)。また、ジーリー自動車(Geely)、ルノー・日産、東風汽車(Dongfeng Motor)などにバッテリーを供給している。

LGエナジーソリューションは、バッテリー業界内での「特許フリーライド」の慣行に対して断固とした対応を取り、技術侵害企業に対しては法的措置と警告を併行する一方で、グローバルな特許ライセンス市場を主導し、公正な競争環境の構築を目指す戦略を掲げている。

LGエナジーソリューションは、「商業化された競合製品の中に、当社の独自技術を侵害する事例が多数確認されている」とし、「今後も業界のルールセッター(rule-setter)として技術を保護し、グローバルなバッテリー特許のライセンス市場を構築して公正な競争環境をリードしていく方針だ」と強調し

た。



IP制度

商標の出願公告後の異議申立期間

2ヶ月 ⇒ 30日に短縮

異議申立期間の短縮を骨組とする改正商標法が2025年7月22日から施行されている。異議申立期間が2ヶ月から30日に短縮され、出願人が商標権を早く取得できるようになった。(商標の登録手続きの流れ：出願 → 出願公告 → [異議申請期間後に] 登録決定)

商標法上の異議申立制度とは、審査官が拒絶理由なしと判断して出願公告がなされた商標出願に対し、誰でも出願公告後の異議申立期間に異議申立(第54条による商標登録拒絶決定の拒絶理由に該当する等の事由)ができる制度であり、公衆による審査への参加を可能にする手続きである。

2025年6月時点では、韓国国内の商標出願は審査着

手までに約12.8ヶ月(国際商標出願の場合は10.5ヶ月)がかかっており、迅速に権利を取得できるよう異議申立期間を短くしてほしいという要望の声がこれまでも上がっていた。出願公告件数全体のうち、異議申立がなされる割合は約1%に過ぎないにもかかわらず、残り99%の商標出願も2ヶ月待つ必要があった。

ただ、出願された商標の情報は出願と同時に公開されるため、第三者は情報提供制度を通じていつでも出願された商標について意見提出できる。さらに、異議申立理由を補正可能な期間の延長(30日)制度も設けられており、第三者が意見提出する期間も十分に保障されている。

改正商標法は、出願公告日が2025年7月22日以降の商標出願から適用されている。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「異議申立期間の短縮により、大多数の公告済み商標の登録決定が前倒しされることになる」と述べ、「今後も公衆審査の機会を十分に保障しつつ、審査処理期間を短縮できるようバランスの取れた商標審査制度の運営に努め、出願公告決定書を通じて新しくなった制度に関する案内も行っていく予定だ」と述べた。

故意の商標・デザイン権侵害に

最大5倍の懲罰賠償、7月22日から施行

懲罰的損害賠償の水準を

3倍から世界最高水準の5倍に引き上げ

故意に商標権やデザイン権を侵害した場合、侵害者は最大5倍までの損害賠償責任を負うこととなった。

懲罰的損害賠償の上限を3倍から5倍に引き上げる内容の改正商標法およびデザイン保護法が、7月22日から施行されている。

今回の懲罰的損害賠償の上限引き上げは、悪意ある商標・デザイン権の侵害を防止し、被害者救済の実効性を確保するための措置である。知的財産の侵害が根絶されな

い理由について、正規ライセンス料を支払うよりも侵害によって得る利益の方が大きいためだとの指摘がこれまでずっと繰り返されてきた。実際に特許庁が支援する国内オンライン偽造商品のモニタリング摘発実績を見ると、2020年の137,382件から2024年には272,948件へと、わずか5年で約2倍に増加するなど、偽造商品の流通が急激に増加していることから、より強力な権利保護が必要な状況にある。

海外の主要国と比較すると、最大5倍の損害賠償が可能な国は、現在中国と韓国のみとなっている。(中国は、商標・営業機密に関しては2019年、特許・実用新案・デザイン権に関しては2021年に導入した。)日本は特許・商標・デザイン権侵害に対する懲罰的損害賠償制度がなく、アメリカは特許・デザイン権侵害は最大3倍、営業機密侵害は最大2倍と、商標権侵害に対する懲罰的損害賠償制度はない。

今回の改正は、2024年8月21日に特許法および不正競争防止法に導入された特許・営業機密侵害およびアイデア奪取行為に対する最大5倍の懲罰的損害賠償制度を、商標およびデザイン分野にまで拡大したものである。これにより、韓国は故意の知的財産権(著作権を除く)侵害に対し、最大5倍の懲罰賠償を課することができる世界最高水準の体系を構築したことになる。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「今回の改正で商標・デザインの侵害行為が減少し、被害に苦しむ企業が実質的な補償を受けられることを期待する」とし、「懲罰的損害賠償が実効力を持つためには侵害行為の故意性の立証が重要であるため、資料提出命令の導入など制度改善を推進していく」と述べた。

出願人の意見書提出期間延長、

分割出願の審査猶予許容など

現場の声を反映した特許審査手続きの改善により、出願人の利便性向上

特許庁は、意見書提出期間を既存の2ヶ月から4ヶ月へと拡大し、分割出願の審査猶予を許容するなどの特許法・

実用新案法施行規則の一部改正を2025年7月11日から施行している。

【改正事項①：意見書提出期間を主要国水準に延長(2ヶ月→4ヶ月)】

韓国の意見書提出期間は海外主要国(米国・日本：3ヶ月、中国・欧州：4ヶ月)に比べて短く、出願人は提出期間内に準備ができない場合、毎月期間延長申請を行う必要があり、別途手数料も負担していた。これを解消するため、意見書提出期間を主要国の水準に合わせ、2ヶ月から4ヶ月に延長した。

今回の改正を通じて、煩雑な月次延長申請の手間と費用負担が緩和され、意見書を十分に検討した上でのより優れた特許の取得が期待される。※ただし、意見書が早期に準備できた場合は、期間短縮申請書を添付して提出すれば迅速な審査結果の受け取りが可能だ。

【改正事項②：分割出願に対して特許出願審査の猶予を許容】

通信・製薬・バイオなどの先端技術分野では、製品の商用化まで相当な時間がかかるため、戦略的に審査を遅らせたいと考える出願人が増えている。しかし、従来は分割出願に対しては審査猶予申請(出願人の申請により審査時期を遅らせる制度)が制限され、出願人のニーズに応えることができなかった。今回の改正により、分割出願にも審査猶予を許容することで、分割出願した出願人も製品商用化のタイミングに合わせて特許取得戦略を立てられるようになると期待される。

特許庁の特許審査企画局長は、「今回の改正は出願人の声を反映し、特許手続きの利便性を高める措置である」と述べ、「今後も出願人のニーズに応える特許行政サービスの革新を継続して進めていく」と語った。



最新技術

「無限の太陽光で」

廃プラスチックを水素エネルギーに転換

IBSナノ粒子研究団、太陽光ベースの水素生成技術の開発に成功

厄介者のプラスチックが、太陽の下で水素として生まれ変わる。

基礎科学研究院(IBS)ナノ粒子研究団のキム・デヒョン副研究団長(ソウル大学化学生物工学部教授)、ヒョン・テクファン研究団長(ソウル大学化学生物工学部特任教授)らによる共同研究チームは、太陽光のみを用いて廃ペットボトルから水素の生成が可能な、環境に優しく高効率の光触媒システムの開発に成功した。

今回の技術の中核は、光触媒を高分子ハイドロゲルで包み込んで安定化させるシステムであり、従来の技術と比べて耐久性が4倍以上向上し、現場での適用性や拡張性の面でも高い評価を得た。

水素は次世代のクリーンエネルギーとして注目されているが、現在主流となっているメタンの水蒸気改質法では、高温・高圧の条件下で大量のエネルギーを消費し、温室効果ガスも大量に排出されるという問題がある。これに対し、光触媒を用いた水素生成技術は、無限のエネルギー源である太陽光を利用し、温室効果ガスの排出も少ないという利点がある。しかし、効率の良い光触媒反応の場合、過酷な反応条件により触媒の安定性や寿命が著しく損なわれるという問題があった。

IBS研究チームは、光触媒を高分子ネットワークで安定化させ、水と空気の境界面で反応を起こすという新たな戦略を提案した。これにより、従来の粉末触媒で見られた触媒の損失や反応効率の低下を抑えつつ、水素生成効率と耐久性の両立に成功した。強アルカリ条件下でも2ヶ月以上性

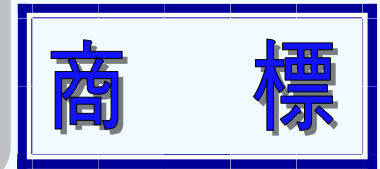
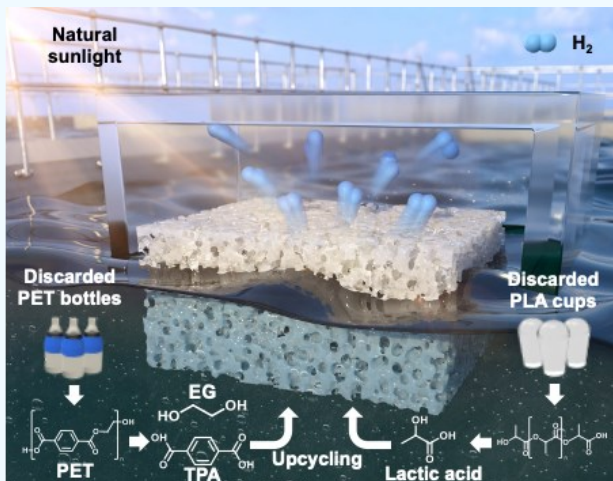
能を維持することで、高い耐久性を証明した。

さらに、海水や水道水など多様な水質環境でも作動可能であることから、実用性と拡張性の面でも非常に優れていることが立証された。実用性と産業現場で適用する可能性を確認するため、廃ペットボトルを原料として、自然光の下、面積1㎡で実験を行い、水素の生成に成功した。さらに、10～100㎡規模でのシミュレーションと経済性分析を通じて、温室効果ガスを排出せず、低コストで水素を生成できる可能性を示した。

キム副研究団長は、「廃プラスチックをエネルギー資源へと転換する技術により、環境問題の解決とクリーンエネルギーの確保という2つの課題を同時に解決する新たな道を提示した。材料設計から反応環境まで統合的にアプローチすることで、環境に優しい触媒技術の商用化を一步前進させた成果だ」と評価した。

ヒョン研究団長は、「自然光に廃棄物、多様な水質環境など実際の条件下でも高効率・高耐久性を維持できることを証明した非常に稀なケースであり、基礎科学に基づく革新的な技術が、産業の拡張性と社会的インパクトを兼ね備えた段階へと発展した。これは水素を基盤とするカーボンニュートラル時代を前倒しで実現できる中核技術となるだろう」と強調した。

今回の研究成果は、ナノ技術分野の国際学術誌「ネイチャー・ナノテクノロジー(Nature Nanotechnology)」に7月11日付で掲載された。



特許庁、ニース国際商品分類第13版

(2026年適用)を先行公開

韓国企業が発明して新しい市場を開拓した衣類管理機分野が「衣類の洗濯および脱臭用スチームキャビネット」という商品名称で採択され、世界知的所有権機関 (WIPO)のホームページを通じて全世界に公開された。

韓国特許庁は、前記の内容が盛り込まれた「ニース国際商品分類第13版」が「第35回ニース専門家会議」(2025年4～5月)での結果を反映して確定(2025年6月)され、来年1月1日から新たに適用されると発表した。

商標出願時に出願人は、商標を使用する商品またはサービスに該当する「類」を選択し、正確な名称を記載する必要があるが、これは商標権の権利範囲を決定付ける重要な基準になる。このような商品分類基準は、最新の技術動向と産業変化を反映して改正され、WIPOはこのために「ニース国際分類」という共通基準を定めている。

今回の主な改正事項は、9類の商品分類を簡素化するための分類間の移動であり、眼鏡、コンタクトレンズ、サングラスは視力補正および目の健康保護機能であることから医療機器(10類)に、消防車や救命ボートなど救助・避難用船舶および車両は移動手段という本質を反映して輸送機械器具(12類)にそれぞれ9類から移動した。

韓国の提案した案件が承認された案件も注目されている。「スタイラー」(LG電子)、「エアドレッサー」(サムスン電子)といったモデルで広く知られている衣類の洗濯および脱臭用スチームキャビネットは、韓国企業が発明して世界市場をリードしている製品であり、今回の会議で国際的な商品名称として認められた。これにより、韓国企業の海外出願がより円滑になり、出願時の利便性もより向上することが期待される。

ほかにも、一つのドラムで洗濯と乾燥の二つの機能を果た

す最新技術の「乾燥兼用洗濯機」をはじめ、「歯科用ホワイトニング機器、ロボット式窓掃除機」など、計11の商品名称が承認され、韓国で開発した新商品が国際分類体系に反映される成果を上げた。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「急変する産業構造や技術発展に伴い、国際分類体系も改編を重ねている」とし、「特許庁は今後も韓国企業の新商品が全世界で円滑に商標登録され、国際競争力を強化できるよう引き続き支援する計画だ」と述べた。



Kフードの商標盗用被害が海外で急増

対策は？

Kフードの人気に便乗した偽造・模倣商品が海外で猛威を振っている。パラグアイではCJ社の代表ブランド「bibigo」が、CJと関係のない第三者によって商標出願された事例もある。特許庁によると、全世界で韓国食品ブランドの商標横取りを狙ったと疑われる件数は、昨年だけで350件を超えており、今年上半期にもすでに300件に迫ることが明らかになった。

特許庁とOECDの共同分析によると、世界で流通している韓国製品を模倣あるいは偽造した商品の規模は、年間約11兆ウォンに達している。これは、韓国全体の輸出額の約1.5%に相当する数値であり、特に偽造被害は韓国よりも海外でさらに深刻に発生している。

韓国国内であれば正規品かどうか比較的容易に判別できるが、海外現地の消費者は偽造品を正規品だと思って購入する可能性が高く、韓国ブランドの信頼性と輸出競争力に打撃を与えかねないという指摘が出ている。

実際に、海外での被害事例も続々と確認されている。中国のオンラインショッピングモールでは、三養食品の「ブルダック炒め麺」をはじめ、出汁、スープ製品を模倣したセモノが数多く流通している。モンゴルでは、韓国産の牛肉出汁のシーズニングを真似た類似製品が市場シェア1位を占めた事例も報告されている。当該製品は、ブランド名とデザインを現地消費者が誤認するように模倣して販売され、現地政府によって取り締まりが行われた。

このような状況を受け、韓国の食品メーカー各社も自主的な対応に乗り出している。三養食品、CJ第一製糖、オットギ、大象などは2022年に中国メーカーを相手取って集団訴訟を起こし、商標およびデザイン侵害に共同対応したことがある。企業間のコンソーシアムを通じた法的措置は、その場限りの対応でなく、偽造の抑止力となる持続可能な手段として評価を受けている。

政府も積極的な対応に乗り出した。6月30日に特許庁と農林畜産食品部は、「2025年上半期Kフード偽造商品対応協議体会議」を開いて対応方針を議論した。会議にはCJ第一製糖、大象、三養食品、韓国人参公社、ピングレなど主な食品輸出企業と韓国食品産業協会が出席した。この日の会議は、Kフードが世界的に普及する中で、低価格・低品質の偽造商品の流通が盛んに行われている現実と向き合い、ブランド価値の毀損を防ぐための積極的な行政対応の一環として開かれた。

農食品部の食品産業政策官は、「今年、Kフードの輸出は内外の厳しい環境の中でも前年比7%以上という堅調な上昇傾向を維持しているだけに、韓国の農食品企業の海外進出に支障がないよう海外偽造商品を綿密にモニタリングする一方、困りごとに関する相談、教育や諮問、知的財産権の出願・登録などの支援を惜しまない」と述べた。

しかし、今回の会議は国際的な大企業を中心に構成されており、中小の食品メーカーの実情が反映されていないという指摘も出ている。協議体に参加した企業の多くは、自

社に法務チームや輸出ネットワークを持つ大企業であり、海外偽造で最も大きな打撃を受けている中小企業が取り残されているという批判の声が上がっている。

ある中小食品企業の代表は、「私たちは偽造被害に遭っても現地法人を設立する余裕はなく、訴訟にかかる時間や費用を負担するのも難しい」と訴え、「政府による商標横取り防止の早期対応システムや、紛争の調整支援など、効果的な制度の整備が必要だ」と強調した。

専門家たちは、海外での偽造対策には国による制度的な支援が不可欠だと口を揃える。中でも最も急がれる課題は、国際商標出願である。WIPOの「マドリッド・プロトコル」を利用すれば、1回の申請で約130ヶ国に商標権保護を申請できるが、中小企業にとっては費用負担や煩雑な手続きが大きな障壁となっている。そのため、輸出の主力国を中心に、政府による戦略的な国際出願支援の拡充、商標盗用に緊急対応する専任チームの設置が求められている。

また、偽造防止のための包装技術や監視システムの強化も必要になってくる。QRコード、ホログラム、隠しマーカーなどを活用した偽造防止包装は、海外の消費者が正規品かどうかを直接確認できるようにする。さらに、オンラインショッピングモールや商標データベースをリアルタイムで監視する「商標ウォッチングサービス」の導入とともに、政府による関連技術の導入支援や情報アクセス性の向上も重要だ。

Kフードが世界の食卓に上り、ブランド価値が高まる中、それを守るための保護戦略も同時に強化していく必要があるという意見が高まっている。偽造対策は単なる知的財産権

の問題にとどまらず、韓国食品産業の信頼と持続可能性を支えるものとなっている。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「Kブランドの偽造品が急増することで、韓国企業の輸出問題やブランドの信頼度低下が懸念されている」とし、「特許庁は今後も関係省庁と連携し、Kブランド偽造被害の予防および救済を強化していく」と述べた。



韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.com
Website : http://haandha.com

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail: st@stpat.co.kr